

国見町空家等バンク実施要綱

(平成 28 年 4 月 1 日告示第 13 号)

改正 令和 7 年 4 月 1 日告示第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、国見町空家等適正管理及び活用促進に関する条例（平成 27 年国見町条例第 33 号）第 7 条に規定する空家等対策計画に基づき、空家等対策の取り組みの一つである活用拡大を促進するため、国見町空家等バンクの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(空家等バンク)

第 2 条 空家等バンクとは、空家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から登録申込みがあった情報を専用サイト等で公開し、空家等の情報を希望する者に対し提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この告示は、空家等バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 10 年を経過しない者及びそれらと密接な関係を有していると認められる者は、空家等バンクを利用することができない。

(物件登録申込み等)

第 4 条 空家等バンクに空家等の情報を登録しようとする所有者等は、国見町空家等バンク物件登録申込書（第 1 号様式）及び国見町空家等バンク物件登録票（第 2 号様式）に当該空家等に係る所有権等を確認できる書類その他町長が別に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、必要に応じて実地調査等を行い、登録することが適当であると認めたときは、空家等バンクに登録するものとする。

3 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による登録を行わないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 賃貸を希望する期間が、短期間（1 年未満）のとき。

(3) 抵当権等が設定されているとき。

(4) 空家等対策特別措置法に基づく助言指導を受けているとき。

(5) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）違反等違法性が認められたとき。

(6) 申込内容に虚偽が認められたとき。

(7) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）又は国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）に基づく差押えを受けているとき。

(8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条に規定する土砂災害警戒区域内に物件があるとき。

(9) 次のいずれかに該当するときは農地付空家等として登録を行わないものとする。

ア 空家等バンクに空家等の情報を登録しようとする所有者等と農地所有者が同一でないとき。

イ 農地の合計面積が2,000㎡以上であるとき。

ウ 次のいずれにも該当する農地であるとき。

(ア) 賃借権、地上権等が設定された農地

(イ) 農地中間管理権が設定された農地

(ウ) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の利用権が設定された農地

(エ) 多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の対象となっており、所有権移転することでその事業に支障等が生じるおそれがある農地

(オ) 再生利用が困難な農地

(カ) 農地以外の利用がされている農地

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

4 町長は、第2項の規定による登録を行ったときは、国見町空家等バンク物件登録通知書（第3号様式）により申込者に通知するものとする。

（登録事項の変更）

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録内容に変更があったときは、国見町空家等バンク物件登録変更届出書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空家等バンクに登録された空家等（以下「登録物件」という。）の登録を抹消するものとする。

(1) 国見町空家等バンク物件登録抹消届出書（第5号様式）が提出されたとき。

(2) 登録内容に虚偽があったとき。

(3) 登録後に申込内容に虚偽があることが判明したとき。

(4) 前3項に掲げるもののほか、町長が登録を適当でないとして認めたとき。

2 町長は、前項の規定により空家等バンクの登録を抹消したときは、国見町空家等バンク物件登録抹消通知書（第6号様式）により当該登録者に通知するものとする。

（情報公開）

第7条 町長は、必要に応じて登録物件の情報の一部を、町が運営する空家等バンク専用サイトに公開するものとする。

（利用登録）

第8条 空家等バンクの情報の提供を受けようとする利用希望者（農地付空家等を利用し、積極的に農業に従事し、地域の農業振興に寄与しようとする者を含む。）は、国見町空家等バンク利用登録申込書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合は、その内容等を確認の上、空家等バンクに登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録を行ったときは、国見町空家等バンク利用登録通知書（第8号様式）により利用登録申込者に通知するものとする。

（利用登録の変更）

第9条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録内容に変更があったときは、国見町空家等バンク利用登録変更届出書（第9号様式）を町長に提出しなければならない。

（利用登録の抹消）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を抹消するものとする。

- (1) 国見町空家等バンク利用登録抹消届出書（第10号様式）が提出されたとき。
- (2) 空家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) 前3項に掲げるもののほか、町長が登録を適当でないと認められたとき。

2 町長は、前項の規定により空家等バンクの登録を抹消したときは、国見町空家等バンク利用登録抹消通知書（第11号様式）により当該登録者に通知するものとする。

（情報提供）

第11条 町長は、必要に応じて登録情報の全部又は一部を、物件登録者及び利用登録者に対して情報提供するものとする。

（交渉の申込み及び通知）

第12条 利用登録者が、物件登録者と交渉しようとするときは、国見町空家等バンク物件交渉申込書（第12号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認められたときは、国見町空家等バンク物件交渉申込通知書（第13号様式）により当該申込みに係る物件登録者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた物件登録者は、遅滞なく当該利用登録者と交渉することとし、町長にその交渉結果を報告するものとする。

（助言）

第13条 町長は、物件登録者又は利用登録者に対して必要な助言をすることができる。

（電子情報処理組織を使用して行う手続の特例）

第14条 第8条第1項の規定による申込みは、国見町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年国見町条例第15号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定による申込みは、国見町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年国見町規則第1号）の規定の例による。

（委任）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日告示第18号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。